

かつての〈5月3日の会通信〉の読者・編集者の
皆様へ

長いあいだ——たしか、10年ばかり——ごぶさたを続けしておりますが、お元気がおいででしょうか。

幾人かのメンバーが代わる代わる編集を担当して、〈5月3日の会通信〉を刊行していたのは、ほぼ20年前からの10年間はほどにすぎますが、その折りにご支援いただいたことを、いまでもありがたく存じています。

〈通信〉の刊行は杜絶したものの、しかし松下昇さんの裁判闘争をめぐっての多方面での活動は、いまだに継続中です。

その松下さんが、このほど、〈通信〉の全号をあらためて読み返したから、ここに同封した〈訂正リスト〉を作製されました。そしてこれを、つぎのような語提案とともに皆様へ送付するに、ほかに依頼されました。

そこでほかに、皆様には唐突な感じをいたしかせられませんか、その依頼に応じて、この久しぶりの手紙を差し上げるわけです。

松下さんの提案は、つぎの語案を含んでいます。

- 1) この〈訂正リスト〉の到着をきっかけとして、皆様へ〈通信〉の各号を読み返していただくこと、
- 2) そのさい、訂正残りの箇所や、なお補足を必要とする箇所があることに気がかかれば、その点を指摘していただくこと、
- 3) あらためて〈通信〉を読み返しての感想を伝えていただくこと、
- 4) お手許の〈通信〉に欠号があって、その欠号を必要とする場合には、こちらから送付できるところで、請求していただくこと（この場合、残部が野村の許にあるものはこれを、そしてたいまちは、松下さんが作製したコピー

をお送りします)、

5) 〈訂正リスト〉にたいして、また〈通信〉の欠号を請求される場合には欠号の番号にたいして、ごきねは500円たいし、1000円程度を、製作費・発送費カンパとして、送っていただくこと、

6) なお、このことを機会に、松下さんがここ数年間に刊行してきた（そして松下さんの生活のやたりの部分を反之でまた）各種のパンフレット——そのリストも同封しておきます——を入手することに関心をもつていただくこと。

以上ごすか、ほかにして付け加えれば、6)で触れられた各種パンフレットは——とりわけ〈松下昇 概念集〉教冊と、〈菅谷規矩雄追悼集〉は——さまざまに思案を触発してくれ、意味深いものと思われまふ。

上記語提案の2) 3) 4) 項についての連絡は、松下さんへでも、小生へでも結構です。アドレスは：

松下昇 〒657 神戸市灘区赤松町1-1

野村修 〒618 京都府乙訓郡大山崎町内明寺
胎山1-284 (Tel. 075-956-7334)

また、5) 項にかんする送金は、郵便振替で、下記の口座へ振りこんでください。（〈5月3日の会〉の口座はすでに解消してしまつたので。）

神戸 5-42929 松下昇

失礼の段はどうかご容赦ください。皆様の健康を願っています。

野村 修

1992年5月3日

70年5月3日に日本独文学会の多数派が大学教員への処分に対抗する声明を否決したことを契機として結成された五月三日の会は、処分を引き出した闘争過程に関する情宣と記録を主要な目的として通信を企画し、70年5月の号外、7月の第1号以降81年12月の第26号までを刊行してきている。(現在まで休刊状態にあるとしても廃刊はしていない。)

70年代の前半にはかなりの闘争関係のパンフレットが刊行されていたが、後半には殆ど姿を消し、持続的に資料を掲載するのは、この通信だけになってしまった。78年11月から86年7月まで(別の形態ではその後も)私が刊行してきた(時の)楔通信も前史としての五月三日の会通信の持続に触発されて可能になっている意味は重要であり、何よりも初期の資料群の掲載という面での五月三日の会通信の重要性は次第に大きくなってきている。これは初期の会員や大学関係の読者よりも非会員、大学には直接の関わりをもたない人々の読者が増えてきている経過からも逆証されている。新しい読者は闘争を過去形でみる立場よりは現在(未来形)の立場からの(たんに)闘争関係の資料としてのみならず(作品)くないし(表現)としての(読み方を意図してきているという)事実も強調したい。これと比較すれば初期の会員や読者は、そのような読み方から意識的(無意識的に離れてきてしまっている)のではないだろうか。私自身も、この通信に限らず、いくつものテーマについて同じ感触があるので、この推定はかなり正確であると考えている。

私は、いくつかの契機と必要から五月三日の会通信を数週間かけて読み返し、多くの示唆をあらためて得たが、同時にかなりの印刷(校正)ミスが存在が気になった。作成を開始した訂正リストは15ページに達し、まだ気付いていないものもありうる。それ以上に、それぞれの表現に関わった人や読んだ人の現在の関わり方や読み方を確認したいという考えが強まっている。

訂正リストを届ける方々(特に(元)五月三日の会の会員)にお願いしたいのは次の諸点である。

- ①五月三日の会通信を取り出して読み返していただく。(欠けている号があれば、京大の野村研究室に少部数残っているもの(残部なしの号もある。ないし松下が訂正記入後マスプリしたものを届けることは可能です。)
- ②今回同封する訂正リストを参考にして訂正を手元のバックナンバーに記入し、できればリストの補充(訂正を野村氏または松下へ連絡していただく。)
- ③全体ないし任意の表現について現在の感想(批評をのべていただく。それらをまとめてた位相での(五月三日の会通信)を刊行することも構想しています。)

追記…前述の(時の)楔通信(や)関連するパンフレット群についても同じ方向の試みをしていく予定である(いつ、おおよそ、)松下を含む刊行委員会(は)別紙のようなパンフレットを刊行して欲しい(い)を付記します。

内容や刊行過程についての質問・提起などは左記へご連絡下さい。

〒657 神戸市灘区赤松町一の二 松下 昇気付 刊行委員会

☎078・821・4984

刊行リスト(カンパ・一冊千円、送料別) 郵便振替口座〓神戸5・42929

松下 昇(についての) 批評集:計9冊

α篇(88年10月)とα統篇(89年6月) : α系は国家による批評

β篇(87年9月)とβ統篇(88年9月) : β系はマスコミによる批評

γ篇(4分冊、87年11月〜88年3月)とγ統篇(88年11月) : γ系は個人による批評

表現集へ▽版(88年8月)と統篇(88年12月) : 計2冊

発言集へ▽版(88年9月)と統篇(88年12月) : 計2冊

神戸大学闘争史―年表と写真集―(89年5月)

(3・24)証言集・上巻と下巻(89年12月〜90年1月)

菅谷規矩雄追悼集(90年10月)

時の楔通信第へ0▽〜へ15▽〜号(78年10月〜87年9月) および関連パンフ多数あり。

概念集1(89年1月)、2(89年9月)、3(90年5月)、4(91年1月)

5(91年7月)、6(92年1月)、7(92年3月)、

へ6・20討論の記録―不確定な断面からの出立―(91年10月)

救援通信最終号(91年5月) : 日大、理科大、関東学院大の処分・裁判闘争に関する

通信の全バックナンバーの再録と総括表現を含む。

五月二日の△云通信・訂正リスト（九二年五月）

号外（70年5月）は神戸大学の広報などからの転載であり、第1号（70年7月）と第2号（70年8月）は手書きの原稿のコピーを主要な内容としているため、印刷ないし校正ミスとしては3号以下になる。リストからもれているものについて読者のご教示を期待します。（連絡先は京都大学教養部の野村氏、または松下あて）

凡例ーaページ上右b は、aページ上段右からb行目 を示す。

cページ下左d は、cページ下段左からd行目 を示す。

誤記↓正記 のように↓を用いる。傍線や（ ） 中は訂正に関する指示。

第二号（七〇年九月）

32ページ上右7「などの」↓（ ）の部分をとる。

下右8「七月」の次の「を」にする。

37ページ上右13「配慮きう」↓（ ）の部分をとる。

第四号（七〇年十一月）

6ページ左7「東京外国語大学」↓「東京外国語大学」

12ページ右1「一〇・一六」↓「一〇・二八」

第五号（七一年二月）

1ページ下3「schattenbild」↓（語頭を大文字にする。以下の単語の語頭も）

4「hans magnus enzenberger」↓（同前）

5、10、17「schnee」↓（同前）

8「pinsel」↓（同前）

9「seite」↓（同前）

11、13「erde」↓（同前）

12「schatten」↓（同前）

13、16「nacht」↓（同前）

2ページ上右2、5、10「schatten」↓（同前）

4「schattenbild」↓（同前）

3ページ上右6「黙々」↓「黙々々」

7「pinsel」↓（語頭を大文字にする。）

8「nacht」↓（同前）

5ページ下左6「gehirn」↓（同前）

- 6 ページ^上右7 「原罪的性」↓「原罪性」
- 12 ページ下右3 「詳細」↓「詳細」
- 13 ページ下左7 「……」↓「……」(6個)
- 14 ページ上右1 「登場する、他に」↓「登場する他に」
- 11 「なにかのEve!？」↓「何かのEVEに」
- 15 ページ上左6 「清しこの夜」↓「もろびとつどいて」
- 下右6 「だれ」↓「だれが」
- 16 ページ上左5 「拡大被告人会議」↓「拡大被告団会議」
- (下左9、10 「ヴァルシャヴァの労働歌」↓「ヴァルシャヴァ労働歌」)
- 17 ページ(上左1 「ないからかな」↓「ないからな」)(註―前行と共に単行本では訂正なし。)
- 下右12 「整然」↓「騒然」
- 下左5、6、7、10 「司法習修生」↓「司法修習生」
- 18 ページ上右4 「習修生」↓「修習生」
- 下右12 「通信第四号」↓「通信第五号」(註―単行本では訂正なし。)
- 19 ページ上右5 「大西慶助」↓「大西慶助」
- 上右5と6 (間を線で区切る。)
- 20 ページ上左5 「適用したい」↓「適用した」
- 21 ページ上左5 「この程席の」↓「この程度の」
- 22 ページ上右11 「高羽楠十」↓「高羽楠丘十」
- 下右5 「公判調書」の次に「」を入れる。
- 23 ページ上右11 「……」↓「……」(6個)
- 上右11と12の間を2行くらい空ける。
- 26 ページ上右1、2、12 「橋爪」↓「上野」
- 上右3 「裁」↓(とる。)
- 27 ページ上左8 「求める」の次に「。」を入れる。
- 下左12 「派遣」↓「派遣」
- 28 ページ上右5 「好み」↓「好み」
- 上右12 「榎木善純」の次に「」を入れる。
- 31 ページ下右2 「」をとる。

第六八号 (七一年八月)

- 1 ページ下右2 「しまししょう、生きのびるように」↓「」を。「」にする。(
- 2 ページ上左1 「独文学員」↓「独文学会員」
- 3 ページ下右3 「処分紛碎」↓「処分紛碎」
- 4 ページ下右9 「……」↓「……」(6個)
- 6 ページ上右11 「したにもかからず」↓「したにもかかわらず」

- 12 ページ上左9 「具体的の」 ↓ 「具体的な」
- 上左1 「開らく」 ↓ 「開く」
- 15 ページ上左3 「少くない」 ↓ 「少ない」
- 下左4 「新助制度」 ↓ 「新助手制度」
- 16 ページ上右12 「註5」 ↓ 「註4」
- 17 ページ上左6 「現情」 ↓ 「現状」
- 18 ページ下左7 「答えられなかつた」 ↓ 「答えられなかつた」
- 19 ページ上左3 「実績」 ↓ 「実績」
- 下右1 「実績」 ↓ 「実績」
- 20 ページ上右6 「活撥」 ↓ 「活発」
- 20 ページ下左6 「駿河台」 ↓ 「駿河台」
- 21 ページ上左1 ↓ 下右1 「示めす」 ↓ 「示す」
- 22 ページ上左9 「少しづつ」 ↓ 「少しずつ」
- 上左4 「要望書」 ↓ 「要望者」
- 下左6 「抗告申立補充書」 ↓ 「抗告申立補充書」
- 24 ページ上右9 「四三〇号室」の次に「」を入れる。
- 上左11 「神戸地方裁判所」 ↓ 「神戸簡易裁判所」 (湯浅氏の書き間違い)
- 25 ページ下右6 「提許」 ↓ 「提訴」
- 26 ページ下右2 「債権者」 ↓ 「債務者」
- 27 ページ上右11 「解釈」 ↓ 「解雇」

第七七号 (七一年七月)

- 1 ページ上右5 「進行してある」 ↓ 「進行している」
- 2 ページ下右1 「飛翻」 ↓ 「飛翔」
- 下左4 「未踏」 ↓ 「未踏」
- 3 ページ上右1 ↓ 2 「一冊づつ」 ↓ 「一冊ずつ」
- 上右4 「いつれの」 ↓ 「いずれの」
- 上右9 「第 回」 ↓ 「第一回」
- 下右2 「諸処分者」 ↓ 「被処分者」
- 下右10 「組合員である」の次に「とみなす」を加える。
- 下右12 「組合費」の前に「を」をつける。
- 下左9 「そつとしてある」の次の「」をとり、「」を加える。
- 下左7 「持積的」 ↓ 「持続的」
- 下左5 「松上」 ↓ 「松下」
- 4 ページ下左8 「花隅」 ↓ 「花隈」
- 下左1 「松上」 ↓ 「松下」

- 5 ページ上左 7 「講師」 ↓ 「講師」
- 下右 11 「被告人」の次の「」をとる。
- 6 ページ上左 7 「四五」の次の「、」を「・」にする。
- 下右 8 「暴露」 ↓ 「暴露」
- 8 ページ上右 5 「決定の」 ↓ 「決定に」
- 上右 8 「松下」の前に「△」をつける。
- 上左 1 「」をとる。
- 下右 9 「法廷維持も」 ↓ 「法廷維持を」
- 下左 10 「憲法違反性を」 ↓ 「憲法違反性を」
- 9 ページ下右 7 「もつ意味」 ↓ 「もつ意味」
- 下左 5 「法律」の次に「の執行」を加える。
- 10 ページ上左 10 「幻想的処罪」 ↓ 「幻想的処罰」
- 11 ページ上左 8 「批判」 ↓ 「飛翔」
- 12 ページ上右 7 「倉沢教宣」 ↓ 「倉沢教官」
- 下左 3 「大学当局」 ↓ 「大学当局」
- 13 ページ上右 5 「授業」の次に「」を加える。
- 上左 3 「語」の前の「、」をとる。
- 下右 6 「衝突」 ↓ 「衝突」
- 15 ページ上左 6 「倉沢」 ↓ 「堀江」
- 16 ページ下右 3 「除々」 ↓ 「徐々」
- 下左 2 「そも」 ↓ 「そもそも」
- 17 ページ下左 4 「導法者」 ↓ 「違法者」
- 19 ページ下右 9 「自由」の前に「」をつける。
- 下左 7 「低触」 ↓ 「抵触」
- 19 ページ上右 11 「貸りて」 ↓ 「借りて」
- 上左 5 「即事」 ↓ 「即時」
- 20 ページ上左 4 「予う」 ↓ 「了う」
- 21 ページ上右 6 『の次に「を入れる。』
- 下右 10 「神戸」 ↓ 「兵庫」
- 24 ページ下左 3 「松上」 ↓ 「松下」
- 25 ページ下右 12 「四条」 ↓ 「四項」
- 下左 3 「従がって」 ↓ 「従って」
- 27 ページ上左 11 「記者」 ↓ 「訳者」
- 31 ページ下左 3 ～ 7 の五行分の上半分を大きい「」で下から包括する。
- 32 ページ上左 4 「係わる間」 ↓ 「関わる間」

- 33 ページ上左8、9 「大学権力」の次に「」をつける。
37 ページ下右5 「明析」↓「明晰」
 下左8 「完全」↓「完成」
40 ページ上右7 「管理大制」↓「管理体制」
41 ページ上左4 「招喚」↓「召喚」
43 ページ上右9 「招喚」↓「召喚」
 上右12 「成瀬」の次に「」を入れる。
44 ページ下右1 「1名づつ」↓「1名ずつ」

第八号（七一年九月）

- 3 ページ上右7 「うらづける」↓「うらづける」
 下左1 「松平委員会」↓「公平委員会」
4 ページ上右8 「〈事実性〉」の次の「」をとる。
10 ページ上左8 「公平委員長」↓「公平委員長」
12 ページ下左8 「調査委」↓「調査委」
 下左7 「かからぬは」↓「かかわらぬは」
13 ページ下左1 「求釈明」↓「求釈明」
28 ページ下右12 「場と設定せず」↓「場を設定せず」
31 ページ上右1 (…は6個)
 下左6 「対する」の次に「人〈事〉の」を入れる。
 下左3 (一)を(一)にする。
37 ページ上右1 「ら」をとる。
38 ページ上左9 「提出されれば」の「ば」をとる。
44 ページ下左3 「日公法違反」↓「国公法違反」
 下左2 (一)の次に「」を入れる。
45 ページ上右9 「日公法」↓「国公法」

号外（七一年二月）

- 1 ページ上右3 「人証」↓「証人」
 下左9 「詮議」↓「論議」
2 ページ下右5 「公布」↓「交付」

第九号（七一年二月）

- 4 ページ上右1 「諸侯」↓「諸侯」
12 ページ下左4 「かわっている」↓「かかわっている」
13 ページ上右1 「」を一つにする。

上右4 (…は6個)

20 ページ上右9 「第四一九条の二」の次に「に」を入れる。

22 ページ上右10 「午前五」 ↓ 「午前九時五八分」

上左8 「教養部長」 ↓ 「教養部長」

28 ページ下左7 「神戸地方裁判所における」 ↓ 「神戸地方裁判所における」

29 ページ上左8 「祥述」 ↓ 「詳述」

30 ページ下左1 「傍聴率」 ↓ 「傍聴席」

32 ページ下左6 「生じる」 ↓ 「生じる」

別冊 (七十二年二月)

第十号 (七十二年五月)

2 ページ上左7 「効力発生日」の次に「を」を入れる。

三 ページ下段の印刷不鮮明の個所は次の通りです。

七行目 松下八処 √ ↓ 松下八処分 √

八行目 これは、助 を ↓ これは、助手を

九行目 三分の ↓ 三分の二を

17 ページ上右11 「脆弱性」の次を《のひとつ》にする。

18 ページ上左2 「遺憾」 ↓ 「遺憾」

22 ページ上左8、9 「無原則的」 ↓ 「無原則的」

27 ページ上右3 へ松下昇の次の「をとる」。

28 ページ下右1 「ほとんど」 ↓ 「ほとんど」

下左4 「わた」の次の傍点「、」をとる。

29 ページ上左6 「清清」 ↓ 「清新」

第十一号 (七十二年一月)

1 ページ上右3 「Buchner」 → 「Buchner」

6 ページ下右6 「通信」の前後のへくをとる。

下右8 「連繫」 ↓ 「連係」

14 ページ下右3 「理人」の「理」をとる。

15 ページ下右11 「12・10」 ↓ 「12・1」

18 ページ下右8 「さまたげた」の次の、をとり「にする」。

19 ページ上左6 「弾該」 ↓ 「弾劾」

上左3 「時間割作製」 ↓ 「時間割作成」

22 ページ上左5 「作製」↓「作成」

26 ページ上左4 「別紙4」の次の空白の行に「△陳述△に至る問い」を入れる。

下左9 「極少」↓「極小」

28 ページ上右2 「十字不明」↓「ただし、この期間」

上右3 「できる」↓「できない」。

上左9 「従がわなかった。」↓「従わなかった。」

第十一号 (七十二年一月)

6 ページ上左11 「右顧左」↓「右顧左眄」

第十二号 (七十二年四月)

1 ページ(目次) 「神戸」↓「徳島」、 「徳島」↓「神戸」

5 ページ下(資料6)の日付の全ての「、」を「・」にする。

下右10 「気分をしめる」↓(原資料の徳島大学新聞の記事のまま)

下左8 「根本教授」↓「梶本教授」

6 ページ上右10 「陳求」↓「陳述」

14 ページ上左2 「はじめ」↓「はじめ」

16 ページ上右5 「前記」の次に(12)を入れる。

20 ページ下右1 「ものが」↓「ものか」

22 ページ下右5 「第633号」↓「第663号」

下左4 「第六三三号」↓「第六六三三号」

25 ページ上左10 「△空間」の前に「床」を入れる。

下右3 「昭和四六年」の次の「一」をとる。

第十四号 (七十二年五月)

2 ページ上右の欄「(根拠法令)」↓「根拠法令」

3 ページ上左7 「同人」の次に「は」を入れる。

上左2 「同人」の次に「に」を入れる。

下左8 「昭和四八年一」の次に「月」を入れる。

4 ページ上右13 「週辺」↓「周辺」

上左4 「(1)」を「(2)」とする。

上左4 「二月七日」の次に「から」を入れる。

5 ページ上左9 「教名」↓「数名」

下左10 「書名」↓「書面」

6 ページ下左5 「また」↓「まだ」

7 ページ下右2 「△存在する」↓「△存在△する」。

8 ページ上右6 「ふしがありますので」↓「ふしがありますので」

8 ページ下右12 「おまじょうが」 ↓ 「おまじょうか」

下左3 「共同時」 史 ↓ 「共同時 ↓ 史」

9 ページ上左11 「構店員」 ↓ 「構成員」

10 ページ上右16 「はざ固」 ↓ 「はざ間」

上右17 「必然である」として ↓ 「必然である」として ↓

上左3 「当同者」 ↓ 「当局者」

13 ページ上左7 「七〇年十六日」 ↓ 「七〇年十月十六日」

15 ページ下右6 「そした」 ↓ 「そうした」

16 ページ上左7 「へ破滅」 ↓ 「へ破滅」

下右8 「へ議義」 ↓ 「へ講義」

下右11 「絶叫」 ↓ 「絶叫」

下右12 「室間」 ↓ 「空間」

17 ページ上右1 「法延」 ↓ 「法延」

上右11 「この今」 ↓ 「この女」

18 ページ上左11 「全裕」 ↓ 「余裕」

下右7 「応じて」 ↓ 「応じ」

19 ページ上左12 「頁屋」 ↓ 「真屋」

上左1 「正当化」の次に「し」を入れる。

下左5 「提出の通知」の次の「提」をとる。

下左2 「だろう」の次に「。」を入れる。

21 ページ下右12 「監用」 ↓ 「濫用」

下左13 「使命である。」 ↓ 「使命である、」

下左4 「自己主張」 ↓ 「自己主張」

22 ページ下左3 「永続代」 ↓ 「永続化」

24 ページ上右13 「処分する会」 ↓ 「処分する会」

上左8 「委託しました。」 ↓ 「委託しました、」

26 ページ下左3 「へ掲示板」 ↓ 「へ掲示板」

27 ページ上右2 「ききましたので」 ↓ 「ききましたので」

28 ページ上左4 「記済」 ↓ 「記載」

29 ページ上右7 「記済」 ↓ 「記載」

30 ページ上左3 「坂本教官」の前に「をつける」。

31 ページ下左2 「教養部教音会議場」 ↓ 「教養部教官会議場」

33 ページ上右5 「営業所」 ↓ 「営業者」

35 ページ上右6 「脱出」 ↓ 「へ脱出」

上右10 「へ英語試験の」 ↓ 「へ英語試験」の「

上右14 「卵をなげつけた」の次に「」を入れる。

36 ページ上右10 「官官」↓「官」

上左12 「求めところ」↓「求めたところ」

下右14 「排除」↓「排除」

下左13 「勧告に」↓「勧告を」

下左7 「排除」↓「排除」

37 ページ上右10 「ピケット」↓「ピット」

第十五号（七十二年七月）

1 ページ上左10 「村尾健吉」↓「村尾建吉」

4 ページ上左14 「余議なく」↓「余儀なく」

下右14 「八月」↓「九月」

下左15 「教授」↓「授業」

下左7 「至むしめた」↓「至らしめた」

5 ページ上左15 「二二」を（ ）でかこむ。

上左6 「これからの」↓「これらの」

6 ページ上右7 「ことになる」の次に「。」を入れる。

下右1 「債権者」↓「債務者」

8 ページ上右1、2 「各証ずれも」↓「各証はいずれも」

上左4 「処分理由の二」↓「処分理由の一つ」

9 ページ下右11 「債務者」↓「債権者」

10 ページ上左11 「更生申立書」↓「更正申立書」

上左9 「家宅捜査」↓「家宅搜索」

上左4 「更生申立書」↓「更正申立書」

下右3 「更生」↓「更正」

下右4 「更生」↓「更正」

11 ページ上右2 「をとる。」

上右9 「不可介」↓「不可分」

12 ページ上左4 （……は6個）

「詳細」↓「詳細」

下右8 「呼び名もあう」↓「呼び名もある」

15 ページ下左1 「根抵」↓「根底」

16 ページ上左4 「いうことどまる」↓「いうことどまる」

下左3 「学問」のもの「」↓「学問そのもの」

17 ページ上左3 「二人でつで」↓「二人ずつで」

18 ページ下左2 「へ被告」の次に「く」をつける。

19 ページ上右4 「いまだならずのへ私」の解体「」↓（傍線をつける。）

19 ページ上右7 「透かして」 ↓ 「透かして」

上右14 ↓ 15 「凄じさ」 ↓ 「凄じさ」

上左9 「へ大学倍」 ↓ 「へ大学」 ↓ 「……」 ↓ 「……」 (6個)

上左7 「へ私」たちも ↓ 「へ私」たちも

「教官処分」の次に「」を入れる。

上左4 「へ刑事」の次の「い」 ↓ 「s」

上左3 「裁判」 ↓ とって、前行の「民事」 ↓ 「刑事」の次にそれぞれ入れる。

(点線の二カ所のうち前者は四個、後者は五個の点)

上左2 ↓ 3 「へ裁判存在」 ↓ 「へ存在」

下右1 「凄絶な」処分 ↓ 「凄絶な」処分

20 ページ下左7 「数少い」 ↓ 「数少ない」

21 ページ上右9 「闘かわれた」 ↓ 「闘われた」

上右13 「基づく」 ↓ 「基づく」

上左12 「犯ち」 ↓ 「あやまち」

下左12 「泊まれた」 ↓ 「迫られた」

下左5 「止る」 ↓ 「留まる」

25 ページ上左2 「合憲」 ↓ 「官憲」

第十一八号 (七十四年一月)

1 ページ上右3 「更生申立書」 ↓ 「更正申立書」

上左7 「更生」 ↓ 「更正」

2 ページ上右7 「とります」 ↓ 「とりけす」

上左6 「家宅捜査」 ↓ 「家宅捜索」

「文書で」 ↓ 「文書が」

下右4 「昭和四六年(7)第五四四号」 ↓ 「昭和四六年(7)第五四四号」

4 ページ上右11 「(情況への発言)」 ↓ 「(情況への発言)」

上左5 「ないものか」 ↓ 「なにものか」

下左11 「何番もの」 ↓ 「何重もの」

下左4 「全てととり下げる」 ↓ 「全てととり下げる」

5 ページ下右8 「詳細」 ↓ 「詳細」

下右12 ↓ 13 「(しよ)参加申立て(しよ)」 ↓ 「(参加)申立て(しよ)」

下左11 「六月二九日は決定」 ↓ 「六月二九日付決定」

6 ページ上右1 米の次の空白部分に「**」を入れる。()

上右11 「更生申立」 ↓ 「更正申立」

上左9 「更生申立」 ↓ 「更正申立」

上左5 「不能」 ↓ 「可能」、 「へ更生」 ↓ 「へ更正」

- 8 ページ上右7 「慶刊号」↓「廢刊号」
 上左2〜3 「非可性」↓「非可逆性」
 上左2 「問」↓「問い」
 下右13 「生活大象」↓「生活大衆」
 11 ページ下右9 「恐念」↓「怨念」
 12 ページ上左10〜11 「幻総」↓「非幻総」↓「幻想」↓「非幻想」
 13 ページ上左9 「問」↓「問い」
 下右2 「川本」↓「n本」
 15 ページ下右1 「施し」↓「施」をとる。
 16 ページ下右7 「四七・九・一八日」↓「四七・九・一八付」
 下左11 「付し」↓「写し」
 17 ページ上左9 「正略」↓「省略」
 18 ページ下右9 「関係資」↓「関係資料」
 20 ページ上左8 「メデイウス」↓「メヴィウス」(正確には「メビウス」)
 上左2 「間違い」↓「間違い」
 21 ページ上左5 「議述」↓「論述」
 23 ページ下左2 「重」的」↓「重層的」
 24 ページ上左2 「それは」の前に「をつける」。
 28 ページ下右5 「一月一六日」↓「一月一六日」
 下右9 「決意」↓「決議」
 下右11 「拒否が」↓「拒否を」
 下左14 「標価」↓「評価」(二カ所)
 29 ページ上右5 「山本光代」の次に「氣付」を加える。
 上右11 「貴地載」↓「貴地裁」
 34 ページ上右7 「三一日」↓「三一日」
 35 ページ上左3 「本部方舎」↓「本部庁舎」
 36 ページ下左8 「解体しつ」↓「解体し」
 下左6 「示してい」↓「示して」
 40 ページ下右1 「同部」↓「同学部」
 45 ページ上右4 「おまかせ下さい」という。「↓「おまかせ下さいという、」
 下右3 「竹本問題」の次に「を入れる」。
 46 ページ上右2 「何か、」↓「何か。」

正誤表

本文中※印の個所には各々以下の脱字があります。

- 2 ページ上段……カリキュラムの正式決定↓カリキュラムが編成される段階から、四九年度教養部カリキュラムの正式決定
- 10 ページ下段……〔I〕不法・不当な↓〔I〕申請者の要望、疑問・質問にこたえること、〔II〕不法・不当な
- 25 ページ下段……権利については明らか↓権利については剝奪を続け、孤立化を策してくる事は火を見るより明らか
- 26 ページ下段……認識しておくべきである。そして↓認識しておくべきである。我々は大学当局やその担者の責任を追求する。そして

- 5 ページ下左 10 「Z」↓「乙」
- 7 ページ下左 10 「関連学」↓「関連」
- 8 ページ下右 8 「①」↓「(とる。)
- 下右 10 「選択支」↓「選択肢」
- 11 ページ下左 2 「新学大学」↓「新潟大学」
- 14 ページ上左 9 「四九年」の次に「度」を加える。
- 下左 7 「……」(6個)
- 20 ページ上右 2 「出された」↓「出された」
- 下右 8 「いよいよ、何の根拠もない。」↓「いよいよ、何の根拠もない。」
- 21 ページ下左 10 「立入禁止になつ」↓「立入禁止にな」
- 32 ページ上右 2 「取り扱い」↓「取り扱」

第十八号（七五年七月）

- 18 ページ下左 8 「α」↓「γ」
- 21 ページ上右 2 「…」↓「(6個)
- 32 ページ上左 2 「申入れに」↓「申し入れを」
- 35 ページ下右 6 「二数間」↓「二時間」
- 36 ページ下左 3 「専門知識」↓「専門知識」
- 40 ページ上右 1 「河村」↓「河」

第十九号（七五年十二月）

- 3 ページ下左 3 「事業」↓「授業」

6 ページ上左 8 「評議院」 ↓ 「評議員」

8 ページ下右 2 「文法をとらずに、」 ↓ 「方法をとらずに」

下左 10 「本件」 ↓ (とる。)

「N事闘争」 ↓ 「n事闘争」

9 ページ上右 4 ～ 5 「何度」 ↓ 「何重」

下右 4 「進行速度」の次に「のズレ」を補う。

11 ページ上右 11 「契機」 ↓ 「経過」

上右 6 「それは準ずる被告審理」 ↓ 「それに準ずる審理」

下左 10 「相当裁判官」 ↓ 「担当裁判官」

下左 2 「即時的」 ↓ 「即自的」

12 ページ下左 1 「公判調査」 ↓ 「公判調書」

13 ページ上左 6 「教葉部」 ↓ 「教養部」

下右 6 「手形」 ↓ 「手紙」

下右 11 「一〇三教室」の次に「に」を入れる。

16 ページ下左 3 「必敵する」 ↓ 「匹敵する。」

訂正

※ 一九ページ下段五行目、「ば、」のあとに次の字句を入れる。

「工学部教授会が一度除籍処分反対であったものの岡本学
長の圧力で一日にして逆転したことを考えに入れれば、」

第二十一号 (七十六年二月)

1 ページ上左 3 ～ 4 「展開されたのか、以下に報告をなしてゆきたいが」 ↓ (削除する。)

4 ページ上左 13 「わけですか」 ↓ 「わけですが」

上左 12 「申しますが」 ↓ 「申しますか」

6 ページ下右 9 「単的に」 ↓ 「端的に」

10 ページ下左 3 「職員である我が」 ↓ 「職員である我々が」

21 ページ下右 11 ～ 12 「現実とかした」 ↓ 「現実と化した」

下左 4 「『ないんですけど、』」 ↓ 「『ないんですけど。』」

22 ページ上左 6 「経読」 ↓ 「継続」

23 ページ上左 7 「成績表価」 ↓ 「成績評価」

26 ページ下右 5 「自 2、」 ↓ (「自」をとる。)

第二十一号 (七十六年二月)

17 ページ上右 8 「徹底的で」 ↓ 「徹底的に」

第一一七二二号（七七二八年十一月）

6 ページ上右 8 「法律」の次に「を付ける。

9 ページ上左 6 「谷口 良」↓「谷口 貞」

10 ページ下右 10 「二月二十六日第一四回公判」↓「二月二十六日の第一四回公判および四月」

「二日の第一五回公判」

11 ページ下左 11 「おしすすめるならば」↓「おしすすめるならば」

21 ページ上右 9 「調書を示す」事「↓」調書を示す。（事件）

23 ページ下左 4 「無」↓（削除する。）

28 ページ上左 1〜3 ↓（削除する。）

第一一七二二号（七七二八年十一月）

2 ページ上右 3 「（情況への発言）」↓「（情況への発言）」

5 ページ上左 3 「五月十九日」↓「五月十五日」

8 ページ下右 2 「保存整理して」↓「保存整理して」

9 ページ上左 1 「詳細」↓「詳細」

下右 2 「専門」↓「専門」

13 ページ上左 3 「関する」抄「」↓「関する註」抄「」

「四ページ上段右から十一行目」は「の」の「」

「五ページ上段左から五〜六行目」

「現在」の右に「いま」をルビで添える

「五ページ下段右から七行目」

「自筆ペン」↓「自筆ペン」

「七ページ上段十一行目」

「飛躍すること」の「下」を「

「八ページ上段、手紙の文章左から六行目」

資料としてあれば ↓ 資料としてであれば

20 ページ上左 4 「へ処分しよう」↓「へ処分しよう」

21 ページ上右 4 「規程の請神」↓「規程の精神」

上右 6 「いかざるをえなかった」↓「いかざるをえなかった」

22 ページ上左 1 「S」五二・二・二「」↓「S・五二・二・二」（日付は二月初旬の数日に分布しているの

第一一七二二号（七七二八年十一月）

2 ページ上右 12 「詳細」↓「詳細」

下左 1 「瘡部」↓「瘡部」

3 ページ上右 1 「瘡部」↓「瘡部」

上左 1 「開かれた」↓「開かれた」

4 ページ下左 4 「犠牲にする」↓「犠牲にする」

- 8 ページ下左10 (一番下に) をつける。
23 ページ上左1 「いなたか」 ↓ 「いなかった」
29 ページ (年表) 右10 「S・50・11・15」 ↓ 「S・50・11・5」 (二カ所)
31 ページ下左2 「距離ない」 ↓ 「距離ないし」
37 ページ上右11 「戦後廃止された」 ↓ 「戦後廃止された」
39 ページ下左2 「へ荒廃」 ↓ 「へ荒廃」

第二十五号 (八一年九月)

- 4 ページ上左6 「テレバシ」 ↓ 「テレパシ」
5 ページ上左4 「占拠された者」の次に「」を入れる。
16 ページ下右3 「ページ」 ↓ 「ページ」
19 ページ下右5 「本件」 ↓ 「本年」

第二十八号 (八一年十一月)

- 5 ページ下左2 「鈴木」 ↓ 「竹中」
7 ページ上右11 「引用したかった」 ↓ 「引用しなかった」